

長崎県版図柄入りナンバープレートデザイン使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県版図柄入りナンバープレート(以下「図柄デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(図柄デザインに関する権利)

第2条 図柄デザインに関する著作権や使用の承認に係る権利は、長崎県(以下「県」という。)に属する。

(使用承認の申請等)

第3条 図柄デザインを使用しようとする者は、あらかじめ承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国及び県内地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (3) その他、県が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 県は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、当該使用が図柄デザインを県内外に広め、本県での地域振興・観光振興や本県の魅力向上に寄与すると認めるときは使用を承認するものとする。

2 前項の承認は、使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用承認の制限)

第5条 図柄デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は承認しないものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 図柄デザインを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
- (5) 図柄デザインを使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) その他、県が図柄デザインの使用について不適当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 図柄デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 承認によって生じる権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 図柄本体を加工修正しないこと。
- (4) 図柄デザインのイメージを損なう使用を行わないこと。
- (5) 図柄を用いて、商標及び意匠登録の出願をしないこと。

(承認内容の変更の申請)

第8条 図柄デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用変更承認申請書(様式第3号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用変更承認書(様式第4号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 県は、図柄デザインの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該図柄デザインの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書(様式第5号)をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、図柄デザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

- 2 図柄デザインの使用承認を受けた者が、図柄デザインの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用の非独占性等)

第11条 この要領による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、または、商品、使用者等について県による推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 県は、この要領の規定による使用許諾の申請に要した費用および使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(情報公開)

第13条 県は、図柄デザインの使用承認の状況等について、広く普及促進を図る観点から、図柄デザインの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(補足)

第14条 この規定に定めるもののほか、図柄デザインの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和7年2月3日より施行する。